

障害を有する者や外国人等の働きやすい職場環境を構築

① 障害者雇用等の状況

昭和53年度から雇用開始

障害者手帳所持の方のみならず、ボーダーライン（軽度な障害で障害者手帳を不所持の方）や20時間未満の方の雇用も実施

障害者雇用納付金制度申告 令和2年度（2020年度）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
I	459	465	471	470	473	475	479	474.5	471	462	462.5	463	5625
II	459	465	471	470	473	475	479	474.5	471	462	462.5	463	5625.5
III	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
IV	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	10.5	140

I 常用雇用労働者の総数

II 法定雇用障害者数の基礎となる

III 法定雇用障害者の人数

IV 身体・知的・精神障害者の合計雇用人数

② 外国人等の状況

特定技能実習生受入のため、職員の研修会を実施。また、特定技能実習生の交流会を実施

令和3年度より特定技能実習生の受入を開始（ベトナム人）

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
太行路							2	2	4
あしかり園	2	2	2	2	2	2	2	2	16
リバー・イン		2	3	3	3	3	3	3	20
岩槻名栗園	1	1	1	2	2	2	2	2	13
計	3	5	6	7	7	7	9	9	53